

構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針

令和4年1月11日
構造改革特別区域推進本部決定

構造改革特別区域（以下「特区」という。）に関する新たな規制の特例措置に係る提案について、内閣府が関係府省庁と調整を行った。さらに、これまでの特区の提案に対する政府の対応方針において「関係府省庁において今後前向きに検討を進める」とされた規制改革事項についても検討を行った。

構造改革特別区域推進本部は、これらを踏まえ、今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

特区において講ずる規制の特例措置

特区において講ずる規制の特例措置は、別紙のとおりとする。

別紙 構造改革特別区域において講ずる規制の特例措置〔A分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管府省庁
836	職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業	学校教育法(昭和22年法律第26号)第87条第1項	大学へ編入学できることとする対象に、特例として職業能力開発短期大学校を修了した者を追加する。	文部科学省
837	国立大学法人が所有する土地等の貸付けの認可の届出化	国立大学法人法(平成15年法律第112号)第34条の2	地方公共団体、民間事業者等が国立大学法人の所有する土地等を活用して、革新的研究開発の社会実装に係る施設を整備する場合、当該土地等の貸付けに係る文部科学大臣の認可について、届出で可能とする。	文部科学省